■地域振興

地域の課題や問題などを解決するために交付金を交付しています

まちづくり推進課地域自治・NPO担当　23-5069

　地域自治組織による地域づくり活動を支えるため、大崎市地域自治組織活性事業交付金制度を設けています。この制度では、地域から提案された事業を審査委員会で慎重に審議し、交付の有無を決定しています。

　平成27年度は次の地域自治組織に交付しました。

■中里駅南地域協議会

「情報発信および各種団体への事業支援」

内容　多くの情報を地域住民へ知らせるため、車載用拡声器を使用し、不審者情報などを地域住民へ周知し、各種団体から提供された情報などを発信していく。

■東大崎地区振興協議会

「東大崎発！地域間交流『第2回おおさきはしご酒ラリー』」

内容　3人一組で2時間以内に指定された5店舗の飲食店をラリー形式で巡り、少々のお酒に親しみながら、和やかな雰囲気のもと、地域を越えた多くの人たちとの出会いとふれあいから、地域課題などを語り合うことで、新たな地域づくりの創出、地域の担い手の育成、交流の輪の拡大などを図っていく。

■清滝地区振興協議会

「清滝子ども企画隊発進！

子どもたちが活躍できる場づくり事業」

内容　地区の夏祭りを子どもたちが活躍する場とするため、子ども実行委員が友達や自分の意見を大人に伝え、共に祭りを創り上げる。

共同作業で生まれた一体感や達成感によって、郷土を愛する心を育み、次代の地域コミュニティの担い手づくりを進めていく。

■三本木まちづくり協議会

「三本木地域運動会」

内容　地域住民の親睦や世代間交流推進、健康増進のため、実行委員会を立ち上げ、多くの住民が企画・準備・運営に参加して交流を深める。より住みやすい三本木地域にするための足掛かりとする。

■三本木まちづくり協議会

「福祉部会『こころの絆創幸』プロジェクト」

内容　地域や家庭の人間関係、一人で抱え込んでいる悩みなど、自身で解決することが難しい人への支援として、各相談窓口を掲載した絆創膏を作成する。その絆創膏を、幸せの絆を創る「こころの絆創幸」と名付け、痛めた心を癒すことに活用する。

■募集

指定管理者を募集します

岩出山総合支所地域振興課　72-1215

　岩出山旧千葉家住宅の指定管理者を募集します。

指定管理期間　9月1日～平成33年3月31日

応募資格　宮城県内の事業者（県内に本社や本店などを置く者）で岩出山地域に現地事務所を置き（置く予定を含む）、次のいずれにも該当しない、法人や団体、複数の法人などにより構成されたグループ

※法人や団体が複数のグループに所属することは、できません。

①最近２年間、すべての市民税、法人県民税、法人税、消費税、地方消費税を滞納している人

②市の競争入札参加登録業者に関する指名停止を受けている人

③地方自治法施行令第167条の4の規定に該当する人

④地方自治法第244条の2第11項の規定により指定管理者の指定を取り消され、その日から2年を経過しない人

⑤暴力団と関係のある人

申込　5月2日まで、指定管理者指定申請書に必要事項を記入し、持参または郵送（郵送の場合は5月2日17時まで必着）

岩出山旧千葉家住宅（凛菜・上の家）を休館します

　4月から当分のあいだ、岩出山旧千葉家住宅（凛菜・上の家）を休館します。休館の期間は、次の指定管理者が決まるまでとなります。

岩出山総合支所地域振興課　72-1215

■税金

軽自動車税の税率が変わります

税務課市民税担当　23-2148

■軽自動車（表1）

　初度検査年月に応じて税率が決まります。初度検査は新車購入時のナンバー取得に係る検査で、自動車検査証に記載されています。

■原動機付自転車、二輪車など（表2）

　新税率が適用されます。

■グリーン化特例（表3）

　排出ガス、燃費性能の優れた車に適用されます。

　平成27年度中に初度検査を受け、次の条件を満たしたものが、平成28年度分の軽自動車税軽減適用対象車です。

特例①　電気自動車、天然ガス自動車（平成21年排出ガス10％低減）

特例②　乗用…平成32年度燃費基準＋20％達成車、貨物…平成27年度燃費基準＋35％達成車

特例③　乗用…平成32年度燃費基準達成車、貨物…平成27年度燃費基準＋15％達成車

特例②③共通　平成17年排出ガス基準75％低減

※燃費基準の達成状況は、自動車検査証の備考欄に記載があります。

■表1　軽自動車

|  |  |
| --- | --- |
| 車種区分 | 税率（年税額） |
| 初度検査が平成27年3月以前 | 初度検査が平成27年4月以後 | 初度検査後13年を経過（注） |
| 三輪 | 3,100円 | 3,900円 | 4,600円 |
| 四輪 | 乗用 | 営業用 | 5,500円 | 6,900円 | 8,200円 |
| 自家用 | 7,200円 | 10,800円 | 12,900円 |
| 貨物 | 営業用 | 3,000円 | 3,800円 | 4,500円 |
| 自家用 | 4,000円 | 5,000円 | 6,000円 |

（注）4月1日時点で年数を判断します。平成15年10月14日以前に初度検査を受けた車は、その年の12月に検査を受けたものとみなします。

■表2　原動機付自転車、二輪車など

|  |  |
| --- | --- |
| 車種区分 | 税率（年税額） |
| 原動機付自動車 | 50cc以下 | 2,000円 |
| 50cc超90cc以下 | 2,000円 |
| 90cc超125cc以下 | 2,400円 |
| ミニカー | 3,700円 |
| 小型特殊自動車 | 農耕用（トラクターなど） | 2,000円 |
| その他（フォークリフトなど） | 5,900円 |
| 二輪 | 軽自動車 | 125cc超250cc以下 | 3,600円 |
| 小型自動車 | 250cc超 | 6,000円 |
| ボート・トレーラー | 3,600円 |

■表3　軽自動車のグリーン化特例（軽課）

|  |  |
| --- | --- |
| 車種区分 | 税率（年税額） |
| 特例 | 特例 | 特例 |
| 三輪 | 1,000円 | 2,000円 | 3,000円 |
| 四輪 | 乗用 | 営業用 | 1,800円 | 3,500円 | 5,200円 |
| 自家用 | 2,700円 | 5,400円 | 8,100円 |
| 貨物 | 営業用 | 1,000円 | 1,900円 | 2,900円 |
| 自家用 | 1,300円 | 2,500円 | 3,800円 |

黙とうの呼びかけを行います

-3月11日はみやぎ鎮魂の日です-

　県では、東日本大震災で亡くなった人に追悼の意を表し、震災からの復興を誓う日として、3月11日を「みやぎ鎮魂の日」と定めました。

　震災から5年となる「みやぎ鎮魂の日」を迎えるにあたり、市では、各地域の防災行政無線を通じて、市民の皆さんに黙とうの呼びかけを行います。心ひとつに黙とうを捧げましょう。

放送日時　3月11日　14時45分

古川・三本木・岩出山・鳴子温泉地域　デジタル防災行政無線で呼びかけ

※デジタル防災行政無線は試験運用中のため、屋外拡声子局（スピーカー）が整備されていない区域では放送されません。

松山・鹿島台・田尻地域　アナログ防災行政無線で呼びかけ

防災安全課危機防災担当　23-5144